

令和元年

松 前 町 議 会

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和元年 6月 3日 開会

令和元年 6月 3日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

## 令和元年 6月 3日(月曜日) 第1号

○議事日程 -----	3 頁
○追加した議事日程 -----	3 頁
○会議に付した事件 -----	3 頁
○出席議員 -----	4 頁
○欠席議員 -----	4 頁
○出席説明員 -----	4 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第4 行政報告 -----	7 頁
○日程第5 報告第1号 債権の放棄について -----	8 頁
○日程第6 報告第2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書 について -----	9 頁
○日程第7 一般質問 2番 沼山雄平君 -----	9 頁
(1) 災害時の外国人等観光客への情報伝達・避難計画と停 電時における避難路の案内表示について	
<hr/>	
○日程第8 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例制定について (提案説明・質疑・討論・採決) -----	16 頁
○日程第9 議案第28号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)(提 案説明・質疑・討論・採決) -----	17 頁
○日程第10 議案第29号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 1回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	29 頁
○日程第11 議案第30号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	30 頁
○諸般の報告 -----	32 頁
○議事日程の追加の議決 -----	32 頁
○日程第12 議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定に ついて(提案説明・質疑・討論・採決) -----	32 頁
○日程第13 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につい て(提案説明・質疑・討論・採決) -----	33 頁
○日程第14 議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	

	(提案説明・質疑・討論・採決) -----	34頁
○日程第15	議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	35頁
○日程第16	発議案第1号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	35頁
○日程第17	意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	36頁
○日程第18	意見書案第3号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	37頁
○日程第19	意見書案第4号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	37頁
○日程第20	意見書案第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	38頁
○日程第21	所管事務調査報告書について -----	38頁
○日程第22	閉会中の所管事務調査の申し出について -----	41頁
○日程第23	閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----	41頁
○会期中閉会の議決	-----	42頁
○退任あいさつ	-----	42頁
○閉会宣告	-----	43頁
○議長あいさつ	-----	43頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
28	令和元年度松前町一般会計補正予算（第2回）	元. 6. 3	原案可決
29	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1回）	同 上	同 上
30	令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）	同 上	同 上
31	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
32	松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
33	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	同 上	同 上
34	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	同 上	同 上
35	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	同 上	同 上
報告1	債権の放棄について	同 上	報告済
報告2	平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について	同 上	同 上

## 2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発議案 1	松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	元. 6. 3	原案可決
意見書案 2	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	同 上	同 上
意見書案 3	令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	同 上	同 上
意見書案 4	令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について	同 上	同 上
意見書案 5	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について	同 上	同 上
	所管事務調査報告について（総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会）	同 上	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

令和元年 6月 3日 (月曜日) 第1号

令和元年  
松前町議会第2回定例会  
令和元年 6月 3日(月曜日) 第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
  - 日程第6 報告第2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - 日程第7 一般質問
  - 日程第8 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第9 議案第28号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)
  - 日程第10 議案第29号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1回)
  - 日程第11 議案第30号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)
- 

◎追加した議事日程

- 日程第12 議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第13 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
  - 日程第14 議案第34号 北海道市町村総合事務組合の変更について
  - 日程第15 議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
  - 日程第16 発議案第1号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
  - 日程第17 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
  - 日程第18 意見書案第3号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
  - 日程第19 意見書案第4号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
  - 日程第20 意見書案第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について
  - 日程第21 所管事務調査報告について
  - 日程第22 閉会中の所管事務調査の申し出について
  - 日程第23 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告



- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
- 日程第6 報告第2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第28号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第29号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第11 議案第30号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第12 議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第14 議案第34号 北海道市町村総合事務組合の変更について
- 日程第15 議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第16 発議案第1号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第18 意見書案第3号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第19 意見書案第4号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第20 意見書案第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について
- 日程第21 所管事務調査報告について
- 日程第22 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第23 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

---

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君		2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君		4番	近江武君
	5番	工藤松子君		6番	堺繁光君
	7番	油野篤君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長 石山英雄君 副町長 若佐智弘君

総務課長 尾坂 一範 君  
 税務課長 三浦 忠男 君  
 健康推進課長 松谷 映彦 君  
 水産課長 佐藤 祐二 君  
 農林畜産課長兼農業委員会事務局長  
 佐藤 工 君  
 建設課長 横山 義和 君  
 大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長  
 福井 純一 君  
 教育長 宮島 武司 君  
 文化社会教育課長 堀川 昭彦 君  
 監査委員 藤崎 秀人 君  
 議会事務局長 鍋島 孝明 君

政策財政課長 佐藤 隆信 君  
 福祉課長兼清部保育所長 岩城 広紀 君  
 町民生活課長 川合 秀樹 君  
 水産課参事兼水産センター所長 渡辺 孝行 君  
 農林畜産課参事 三谷 幸一 君  
 商工観光課長 田中 建一 君  
 会計管理者兼出納室長 阪本 涼子 君  
 水道課長 高橋 光二 君  
 病院事務局次長 佐々木 弘幸 君  
 学校教育課長兼学校給食センター所長  
 鍋谷 利彦 君  
 選挙管理委員会事務局書記長兼監査室長  
 平田 昭浩 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君  
 議会事務局書記 三上 大輔 君

議会事務局次長 佐藤 巧 君

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和元年松前町議会第2回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和元年松前町議会第2回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番堺繁光君、7番油野篤君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 5月30日に開催されました議会運営委員会において、本定例会の会期は本日6月3日から6月4日までの2日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から6月4日までの2日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎行政報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

令和元年松前町議会第2回定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

1、平成30年度各会計の決算概要について。

平成30年度各会計の決算概要について、ご報告を申し上げます。

平成30年度の水道事業及び病院事業を除く各会計につきましては、出納整理期間中でしたので、5月30日現在の決算見込みの概要についてご報告申し上げます。

はじめに、一般会計でございますが、歳入見込み総額58億3千217万4千645円、歳出見込み総額56億6千758万3千718円で、歳入歳出差引残額が1億6千459万927円の見込みとなり、令和元年度への繰越明許費繰越財源分1千695万6千円を除いた1億4千763万4千927円が実質収支見込みとなり、このうち4千万円につきましては翌年度へ繰り越しし、残額につきましては、全額財政調整基金に編入しようとするものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入見込み総額12億2千411万8千827円、歳出見込み総額12億3千49万1千716円で、歳入歳出差引不足額が637万2千889円の見込みとなり、全額令和元年度歳入繰上充用金で補てんしようとするものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定で、歳入見込み総額10億2千981万7千644円、歳出見込み総額9億8千641万7千345円で、歳入歳出差引残額が4千340万299円の見込みとなり、サービス事業勘定では、歳入見込み総額1千180万6千744円、歳出見込み総額1千154万7千839円で、歳入歳出差引残額が25万8千905円の見込みとなり、それぞれ翌年度へ全額繰り越ししようとするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入見込み総額1億1千634万4千482円、歳出見込み総額1億1千585万2千483円で、歳入歳出差引残額が49万1千999円の見込みとなり、翌年度へ全額繰り越ししようとするものであります。

次に、水道事業につきましては、平成31年3月31日をもって事業を終了致しました。

この期間における収益的収入は、消費税込みで1億9千124万6千930円、収益的支出は、消費税込みで1億7千310万2千304円となり、利益は1千814万4千626円となるところですが、資本的収支勘定等における消費税の支出が548万8千453円となるため、当年度の純利益は、1千265万6千173円となります。

また、資本的収入は、消費税込みで2千729万8千円、資本的支出は、消費税込みで1億2千459万8千119円となり、差し引き9千730万1千19円の不足を生じましたが、この措置につきましては、減債積立金100万円、過年度分損益勘定留保資金6千769万8千429円、当年度分損益勘定留保資金2千421万8千687円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額438万3千3円で補てんし、決算を終了致しました。

最後に、病院事業会計でございますが、平成31年3月31日をもって事業を終了致し

ました。

この期間における収益的収入は、消費税込みで13億5千770万5千68円、収益的支出は、消費税込みで13億702万371円となり、利益は、5千68万4千697円となるのですが、資本的収支勘定における消費税の支出が398万5千879円となるため、当年度の純利益は、4千669万8千818円となります。

また、資本的収入は、消費税込みで5千222万8千669円、資本的支出は、消費税込みで6千311万2千247円となり、差し引き1千88万3千578円の不足を生じましたが、この措置につきましては、減債積立金100万円、過年度分損益勘定留保資金988万3千578円で補てんし、決算を終了致しました。

平成30年度各会計事務、事業の推進にあたり、議員の皆様並びに町民の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

2、第72回松前さくらまつりの結果について。

本年のさくらまつりは、4月27日から5月15日までの19日間の日程で行われました。

桜については、近年開花が早まり、標準木の染井吉野は昨年より3日、平年より8日早い開花となり、野鳥のウソの被害もなく、咲き始めてから見ごろ、満開の期間を通して花持ちがよく、大型連休の後半には遅咲きも咲き始め、見応えのある桜のリレー咲きが展開されました。

本年は、初日の武者行列に松前町と交流活動が続けているフランス・ブザンソン市の柔道家14名が参加し、開幕に花を添え、松前神楽の公演、松前町さくらの日と新元号を記念した歌謡・お笑いショー、地域さくら命名セレモニーなども催され、多くの町民や観光客が桜と一緒に新時代の幕開けを祝いましたが、その中でも、3回目を迎えた「さくらスタンプラリー」では、新元号入りの桜カレンダーの取り組みが、テレビや新聞などのメディアで話題となり、参加者が2千人を超える盛り上がりを見せました。

一方、さくらまつり期間中の入込数については、17万8千600人と前年比で2万9千600人の増加となりました。これは、さくらまつり期間中の5月1日が、新元号に変わる「改元の日」となり、10連休のゴールデンウィークとなったことや、テレビ等のメディアへの取り上げが多かったこと、更に期間中、おおむね良好な天候となり、予定していた全ての行事を中止することなく実施できたことが増加の主な要因で、各施設とも例年のゴールデンウィークは、前半と後半に入場者の山ができるどころ、今年は好調のまま推移し、前年を大きく上回る結果となりました。別紙に参考資料として、桜の開花状況等の詳細を添付しておりますのでご参照願います。

最後に、第72回松前さくらまつりの開催にあたり、関係者をはじめ地域の多くの皆様のご協力により、無事終了することができましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で行政報告済みと致します。

---

#### ◎報告第1号 債権の放棄について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、報告第1号、債権の放棄についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました報告第1号、債権の放棄について、その内容をご説明申し上げます。本件につきましては、平成30年度において、松前町債権の管理に関する条例第13条の規定により放棄した債権について、同条例第14条の規定

により、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、放棄した債権の名称、件数、金額及び事由であります。町営住宅家賃が1件1名、7万4千200円で、債務者死亡によるものでございます。水道料金は1件1名、2千677円で、所在不明によるものでございます。休栓料金は2件1名、1万6千362円で、所在不明によるもの、2件2名、2万412円で、債務者死亡によるもの、小計で4件3名、3万6千774円でございます。病院診療費は65件50名、68万6千372円で、生活保護によるもの、30件24名、22万8千177円で、所在不明によるもの、54件25名、58万5千330円で、債務者死亡によるもの、小計149件99名、149万9千879円でございます。合計155件104名、161万3千530円の債権を放棄したところでございます。

次に、放棄した時期でございますが、いずれも平成31年3月31日でございます。

以上が報告第1号、債権の放棄についてであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって報告済と致します。

---

#### ◎報告第2号 平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、報告第2号、平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議題となりました報告第2号、平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について、その内容をご説明申し上げます。

平成30年度松前町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、これをご報告申し上げるものでございます。

計算書の内容でございます。次のページをご覧ください。平成30年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越明許費として繰り越す事業は1事業となっております。6款1項肉牛改良センター建設事業は、平成30年度国の第2次補正の地方創生拠点整備交付金の採択を受けたことにより、平成30年度繰越事業としての対応となったところです。繰越明許費金額は、3億9千429万5千円で、この内、翌年度繰越額は同額の3億9千429万5千円としたところであります。これは、去る4月22日に入札を終え、落札額を持って繰り越す場合は、3億7千927万8千400円となるところですが、設計変更や工事延長などの不測の事態を想定した場合、対応できる予算の保障がないため、一定程度の予算枠を持つことで円滑な対応が図られることから、落札額ではなく、繰越明許費金額同額を繰り越すものです。

財源内訳につきましては、既収入特定財源はなく、未収入特定財源では3億7千733万9千円で、予定される国補助金及び町債となっております。その内訳については記載のとおりであります。次に、一般財源1千695万6千円につきましては、繰越明許費繰越財源として、令和元年度歳入へ繰り越してございます。

以上が報告第2号の内容です。よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって報告済と致します。

---

#### ◎一般質問

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

2番沼山雄平君。

○2番(沼山雄平君) おはようございます。

新しい令和の時代を迎え、最初の定例会ということになります。質問に入る前に、町長の所見を伺いたいと思います。

時代の節目にあっては、これからどのような未来を描くのか、また、これまではどうであったか。過去があって現在が成り立っているからであります。様々な分野でもそのような視点に立ち、将来に向かって走り出していると思われまします。町長におかれましては、新しい時代の開幕にあたって、どのような所見を持たれているか、始めにお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 沼山議員から、新しい時代への開幕にあたって、町長としてどのような所見をお持ちかというふうなご質問いただきました。

松前町が一番の賑わいを見せる第72回さくらまつり期間中に迎えました令和の新時代、早いもので1ヶ月が過ぎました。多くの国民の皆さんが、夢と期待を持ちながら迎えた改元だというふうに思っているところであります。

令和には、人々が美しい心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、梅の花のように、日本人が明日への希望を咲かせる国でありますようにとといった願いが込められているようであります。私どもの松前町も、この梅を桜に例え、一人一人が明日への希望とともに桜の花を大きく咲かせることができるようにとの願いを込めて、令和という新しい時代を切り開いてまいりたいというふうに思っているところであります。

しかしながら、元号が変わっても行政のスタイル、環境が変わるものではないというふうに承知しております。人口減少、少子高齢化、低迷する経済などなど、山積する課題を改善するためには、正しく継続こそ力と申しているところであります。町政の運営にあたっては、決して力むことなく、町民が生活満足度を実感できるようにとの願いを込めて、大地に根が張った安定した町政の運営をして、令和の時代を進んでいければというふうに意を強くしているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 町長からは、新しい時代を、町民が生活度の満足度の高い町を目指したいとの趣旨の所見をいただいたものと思ひます。私どもも町長と共感するものがござひます。新しい決意で、新しい時代を走り抜いてまいりたいと思ひます。

それでは、通告に従い、災害時の外国人等観光客への情報伝達と避難計画、停電時における避難路の案内表示について質問させていただきます。時代は平成から令和へと移りました。平成の時代は災害が多い時代であったと、多くの方はそのように捉えていると思ひます。地震災害で見ますと、平成5年の北海道南西沖地震、地震発生からわずか4、5分で津波が到達し、202名が犠牲になりました。この経験から、気象庁は地震発生からなるべく早く津波に関する情報を発するようになったと言われております。平成7年には阪神淡路大震災、最大震度は7で、死者は6千433名。戦後2番目に死者が多い災害となりました。この時、阪神高速神戸線が635メートルにわたって倒壊し、日本の安全神話が崩れたとも報じられておりました。

その1年前に、ロサンゼルス近郊で起きたノースリッチ地震でも高速道路が崩壊してい

ます。当時、専門家は日本では起きないとしていました。しかし、被害は現実に起きてしまったわけです。

平成16年、新潟中越地震、21世紀に入って初めて震度7を記録した地震で、死者68人、約1万7千棟が全半壊。雪の多い地域であったことから、比較的丈夫な家が多く、被害は予想よりも小さかったとされています。

平成23年3月、東日本大震災、マグニチュード9.0は、日本の観測史上最大規模で、死者、行方不明者は1万8千434人で、戦後最悪の自然災害と呼ばれています。犠牲者の多くは津波による被害とされています。

平成28年には熊本地震、平成30年9月には北海道胆振東部地震が発生し、土砂崩れなどにより死者41人、苫東厚真火力発電所が被害を受けたことで、北海道全域で停電が発生。北海道全域が停電になるのは、北海道電力創立以来初の出来事とされています。人によっては、これは停電という災害だと言う人もおりました。

多発する近年の自然災害は、甚大化の傾向にあるとされています。全国的にも地震、津波、激甚化する自然災害への防災対策の整備、強化を進めているのは町長も認識されていることと思います。

昨年、松前町においても、松前町津波避難計画が策定されています。住民の生命、身体の安全を確保することが目的とされています。北海道が平成29年2月に公表した北海道、日本海における津波、浸水想定における最大クラスの津波予測に基づくものとされています。第1章の総則から第8章のその他の留意点までの構成からなっています。私が注目したのは第8章のその他の留意点であります。その一番目には、観光客、釣り客等の避難対策があります。ここの観光客の避難対策、非常に重要な対策です。なぜなら、松前町には多くの旅行者、観光客が訪れるからであります。

今年のさくらまつりでも、先程町長の行政報告にありましたとおり、17万人以上もの観光客が訪れていたと伺っています。また、日本国内においても、在日外国人旅行者数は、2008年には835万人、2018年には3千119万人と、過去10年間で約3.7倍となっていることから、今後も増え続けることが予想されます。

松前町には、主に4月から10月頃まで、全国各地から、また外国からも多くの観光客が訪れます。城と桜と歴史の町として、いわゆる観光地として認知されているところがあります。そこには、観光客の安全を確保するという、多くの観光客を受け入れる観光地としての責任があるのではないかと思います。観光シーズンに多くの観光客が訪れている最中に災害が発生した場合、外国人などの観光客の安全の確保のために、速やかに災害情報を伝達し、避難へと導かなければなりません。この策定からは、災害時の外国人等観光客への情報伝達と避難計画は記されていないことから、策定がまだされていないのであれば、実行性ある計画の策定に着手すべき重要なことと思われまますので、町長の認識と考えを伺ってまいりたいと思います。

では、計画策定についてであります。地震、津波等の大規模災害発生時、外国人等観光客への情報伝達と避難計画の策定の考えはあるのか伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ただ今、沼山議員のご質問にもありましたとおり、当町では平成30年3月に松前町津波避難計画を策定し、観光客、釣り客等の避難対策として、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して観光客、釣り客等への避難対策に努める旨を定めているところではありますが、残念ながら具体的な避難方法とは定めていないところがあります。また、災害対策基本法に基づき策定しております松前町地域防災計画では、外国人は言語、



生活習慣、防災意識が異なることから、災害時要配慮者と位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、環境整備に努める旨を定めているところであります。この4月27日からのさくらまつり期間中は、約17万8千人もの多くの観光客が来町されました。私と致しましても、災害時には外国人を含む観光客の安全の確保には、強い思いを致しているところであります。

ご質問にもありました。津波避難計画の改定であります。津波の避難だけでなく、国土交通省観光庁が示しております自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対策マニュアル策定ガイドラインや、訪日外国人旅行者の安全確保のための手引きに基づき、避難マニュアル等の策定を検討してみたい、検討したいというふうに考えているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 地域的に見ますと、特に福山、松城、唐津地域にあたるかと思われ。災害時、特に外国人がスムーズに避難したり、支援を受けるための体制を整えておく必要があると思います。これまでの地域防災計画とは違い、他言語の対応や文化の違う外国人の避難行動や避難生活への対応が非常に難しくなると思われ。したがって、他文化、他言語に対応できる人材の配置や、どのような配慮が必要なのか学んでおく必要があると思います。

そのうえで情報伝達についてお聞きします。他言語、いわゆる英語、中国語、韓国語圏などの外国人に正しく、早く伝える。それも、受ける側に理解できる情報伝達が求められると思いますが、どのような対応を考えているのか伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 沼山議員のおっしゃるとおり、迅速かつ正確な情報伝達が必要ですが、町独自の取り組みだけでは限界があるというふうに考えております。国の取り組みと致しましては、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ(セーフティチップス)を国土交通省観光庁が提供しております。このアプリは5言語に対応し、緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、国民保護情報など、プッシュ型情報発信で利用者の端末に自動的に配信される他、周囲の状況に照らした避難行動を示した避難フローチャートや、周りの人から情報をとるためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集などを提供しているところであります。外国人旅行者がこのアプリをダウンロードすると、災害発生時の情報収集が容易になりますので、国で外国人旅行者に周知しているところであります。

町の取り組みと致しましては、ホームページを5言語に対応し、災害発生時にはトップページを防災情報に切り替えて、各種情報を発信してまいりたいというふうに思っております。他言語に対応できる人材の育成は、時間がかかるものであることから、対応と致しましては、現在観光案内などにポケトーク、これはお互いに相手に相手の言葉を話せなくても、126の国や地域に対応し、通訳がいるように対応できる音声翻訳機であります。を商工観光課、松前城資料館、藩屋敷、観光案内所の4箇所に配備しているところであります。災害発生時には、完璧な情報伝達とはなかなかありませんが、このポケトークを活用して問合せなどに対応してまいりたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 言語に関しては、Jアラートが日本語のみのため、現在災害発生時における外国人等観光客への情報伝達の手法としては、セーフティチップスやボイストラ、ポケトーク等に頼らざるを得ない状況と受け止めましたが、平成30年3月、国道交通省

北海道運輸局が、訪日外国人旅行者受入環境事業緊急対策事業に関わる調査業務災害対応体制の構築に向けた実証事業の報告書が公表されています。そこでは、24ヶ国、10人の外国人に参加してもらい、登別、洞爺を中心とした地域における自然災害を想定した実証実験が行われております。参加者にはセーフティチップス、ボイストラ、北海道旅の安全情報のアプリを全員がダウンロードして使用していただいたものです。感想はと言いますと、機能は良いが、使うには時間がかかるので、移動中などの緊急時ではなく、避難場所に落ち着いてから使うようにするなどの使い分けが必要との見解が多かったというのであります。したがって、発災直後の緊急避難の呼びかけには不向きであり、対応は難しいことがわかります。

今年、3月11日に函館市若松町で地震による津波を想定した避難訓練が行われております。そこには、通訳アルバイト、「タビヤク」が加わり、緊急時の外国人観光客の対応に備えた体制で、函館西署、函館朝市組合連合会、ホテル関係者らが参加して行われ、大津波警報が発令されたと想定し、朝市のスピーカーから同署員が日本語で、津波避難ビルに指定されているホテルまで避難するようアナウンスした後に、「タビヤク」の2人が英語と中国語で避難を呼びかけたというのであります。先程町単独での取り組みでは限界があるとの答弁でございましたが、やはり地域にあった対応策に知恵を絞っていただきたいと思っております。限界があることにはある程度理解できますが、松前町としても様々な準備をしておく必要があると思っております。町独自として災害発生時に、またはJアラート緊急情報終了後に避難を呼びかけるいくつかの情報をあらかじめ3言語から4言語くらいで録音しておき、発災初動時に防災無線で放送することができないのか。セーフティチップス、ボイストラ等のアプリやメガホンヤク、ポケットクに加え、こうした防災無線を併用することが考えられるのかどうなのか伺いたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先程、現在の対応できる情報伝達の方法などを答弁させていただきましたが、本当に沼山議員おっしゃるとおり、防災行政無線や消防署の屋外拡声器であらかじめ考えられる大津波警報や津波警報などのパターンを想定しての放送文を録音し、情報伝達する方法は、手動ではできますが、自動放送となるとJアラートの機器の関連もあることから、機械製作メーカーや消防署とも協議しながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、避難場所や避難所をどこにするか、一時避難、二次避難、更には避難所運営のあり方も決めておく必要があると思われれます。また、そこにどのような準備や体制の構築が必要なのか。対応できる人材の配置、どのような考えを持たれているのか伺いたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 外国人観光客のための特別な避難場所、避難所を開設する必要はないと考えております。松前公園付近であれば、一時避難場所としては松前中学校グラウンド、松城小学校グラウンド、松前公園の3箇所。避難所としては、松前中学校体育館、松城小学校体育館の2箇所を考えているところであります。避難所の運営につきましては、災害が発生した場合にその被害が大きければ大きいほどに役場や消防、自衛隊などの公的な支援が遅れるという現実に対応するために、この公的機関が機能が発揮するまでの間、避難誘導、救助、避難所の運営などにあたり、町内会やボランティアと協働して活動を行

う必要があると考えており、昨年から北海道に対しまして、松前町内での北海道地域防災マスターの研修の開催を要望しておりますが、本年度は渡島総合振興局管内での開催は行わない旨の回答をいただいたところであります。この研修会に職員や町内会の理解は必要となりますが、1町内会から数名の参加をお願いし、これを契機に町内会での自主防災組織の設立や、職員の人材育成を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、毎年、毎年度行っております防災、総合防災訓練の充実を図りながら、避難所運営スキルの向上を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 例えば、町内会やボランティアと協働してという考えを示していただいたわけではありますが、机上の計画だけでは、いざというときの大災害に対応した行動はなかなか難しいものと思われま。地震、津波等の大災害を想定した避難訓練を実施してみる必要があるのではないかと思います。先程申し上げました朝市のような訓練をしてみるとか、そのうえで何が足りないか、何を見直し強化するか、実施してみないと見えな。いものがあるはず。人材育成やスキルの向上もそうした実践の中から学び、磨かれるものと思われま。外国人旅行者避難マニュアル等の策定を検討したいとの答弁ございましたが、3箇所の一。時避難場所や2箇所の避難所などの避難マップ、避難マニュアル等を宿泊施設や観光施設にも備え付けることも含めて、外国人観光客への情報伝達、避難計画は、想定訓練とともに実行性ある計画策定に向けて努めていただきたいと思われま。

次に、避難路の停電時における案内表示、これ看板についてであります。昨年の北海道胆振東部地震により大規模停電がありました。既に検証はされていると思われま。そこ。から気付かされ、強化すること、課題や緊急性の対策などが見えてきたのではないかと。思われま。

既に避難所の照明設備を確保することになっているよう。であります。それも大事。であります。私は停電時、避難路の案内表示の役割を果。たせていないことが大きな問題だと。考えていま。災害と停電は付きもの。と考えるべき。であります。案内表示は、住民が早く逃げるための目印となるわけ。であります。停電になると案内表示も見えなく、避難路の場所も特定できない。ということ。を防災上、町長はどのように受け止。め、どのような対策を。考えているのか伺。いたいと思われま。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 昨年の北海道胆振東部地震によりまして、北海道全域での停電、ブラックアウトにより、灯りの重要性は再認識されたところ。であり、今年度は主な避難場所に照明設備の確保のため、当初予算において関連する予算を計上。させていただいたところ。であります。

地震など自然災害はいつ発生するか予想もできないものであり、日頃からの備えが必要。であります。災害が発生した場合、自分がどこにどう逃げるかなど、町民一人一人の平時からの災害に対する意識が重要だと。考えているところ。であります。昨年度の町広報において、数回にわけて非常持出品など、防災特集の記事を掲載し、町民の防災意識向上を図。ってきたところ。であります。このようなソフト面だけでなく、避難路の案内表示の整備など、ハード面の強化も、議員お。っしゃる。ように検討しな。ければなら。ない。という。ふう。に。考。え。て。い。る。と。こ。ろ。で。あ。り。ま。す。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) ひとたび大地震、停電、津波となれば、海岸周辺や河川周辺、海抜

の低いところに住んでいる人にとっては、避難路は命を繋ぐ道になるわけです。避難路はここという表示が見えれば、そこを目指して逃げることになると思います。ソーラーによるLED照明は相当高いと聞いております。なかなか手の届くものではないようですが、コスト面やメンテナンス費用を考えると、夜光反射板でも良いのではないかと思います。

以前町長は、懐中電灯持って避難するということを言っておりましたが、その懐中電灯のわずかな光にも反射する高反射、高輝度の反射板なら、その場所の特定はできると思います。ソーラー電気によるLED照明など設置が困難であれば、最低でも夜光反射板の案内表示に切り替える必要があるのではないかと思います。町長はどのような考えを持たれているのか伺います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 3月の第1回定例会の町政執行方針において、沼山議員から同様な質疑がありました。津波など、大規模な災害により、全町的に停電の場合の避難は、その避難する経路全てが停電状態と考えられます。ソーラーによるLED照明も検討しましたが、膨大な費用が必要となります。困難な状況であることをまずご理解いただきたいというふうに思います。沼山議員おっしゃるとおり、高輝度反射や蓄光式、蓄光型など、電源を不要とする案内表示の設置も含め、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 電源不要の案内表示を検討したいとの考えを示していただいたわけですが、70箇所以上ある避難路、一度に全て設置するのは財政面からも難しいのであれば、総点検をし、最優先箇所を決め検討し、数ヶ年計画でも進めるなどの考えがあっても良いのではないかと思います。町民の安心を担保するためにも急ぐ必要があるのではないかと思います。その点、町長の答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 現在、町内には73箇所の避難路を有しております。避難困難地域がないように、各町内会長とも検討し、新規の指定や解除を行った経緯もあるところであります。町では平成30年度から避難路の維持として、各町内会のご理解とご協力いただきながら、草刈りと除雪を行っているところであります。この避難路73箇所のうち、急傾斜地の管理用道路など、町が整備した避難路以外は、案内表示板が設置されていない避難路もありますので、先程答弁させていただきましたが、高輝度反射や蓄光型など電源を不要とする案内表示の設置も含めまして検討をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) 非常に前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

東日本大震災の被災地、釜石からの提言にこうあります。津波避難対応は、国機関、市町村、地域住民による三つの行動が時間の経過とともに連動して行われるが、その最終目標が地域住民の避難行動が確実に実践されることにある、こう述べられております。つまり、地域住民の確実な避難行動が実践されるために、国機関、市町村は総力を挙げることです。インフラ環境の整備のハード面と、防災訓練等で防災意識を高め、自分の命は自分で守る、とにかく逃げるといった防災意識向上のソフト面、その最終目標こそ確実な避難行動で、逃げ遅れゼロを目指すということにあると思っておりますし、またそのような強い意志で災害に強いまちづくりを進めて行かなければならないと思っております。

松前町は、地形的にも海岸周辺に住んでいる人も大変多いと思われれます。海岸周辺や河

川周辺、海拔の低いところに住んでいる人にとっては、避難路、避難路の案内表示は避難を助ける非常に重要な役割を持っています。

また、外国人観光客への対応が必要な場所には、他言語表記を検討していただきたい思います。地震大国日本、近年の激甚化する災害に備える意味からも、その計画にもう一步踏み込んだ考えをお示しいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 沼山議員指摘するとおりでありまして、頻発する地震や激甚化する自然災害など、防災、減災対策は待ったなしの状態であります。本当に沼山議員おっしゃるとおりであります。ハード面とソフト面の両輪で防災対策を進める必要があるというふうに強く認識しているところであります。ソフト面では、町民への自助の防災意識を町広報や総合防災訓練などを通して、醸成を図ってまいりたいというふうに思いますし、ハード面では、避難路の維持と合わせて、前段で答弁したとおり、案内板の設置については、外国人観光客にも伝わるような他言語表記についても検討をさせて、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 2番。

○2番(沼山雄平君) ありがとうございます。町長からは、ハードとソフト、両面で対策を進めるとの旨の考えを示していただいたと受け止めております。避難路の総点検と停電時における案内表示の計画を確実に進めていただきたいと思います。

新しい時代が始まりました。国は、防災、減災を政策の柱に持ってきています。松前町においても町民の防災意識は、少しずつではありますが、高まってきていると思います。町行政においては、こうした町民の意識の高まりを追い風に、災害に強いまちづくりへと加速させていただくことを念願し、最後答弁をいただいて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に、全国的に想定を超えるような大きな自然災害が発生している状況であります。災害はいつやってくるかわかりません。被害を最小限にするためには、行政における公助だけでなく、自分自身でピンチを切り抜ける知識を持ち行動する自助、自分の力ではどうにもならない時、隣近所の人達と助け合う共助、そして、社会の様々な主体が連係して減災のために行動していくような、そんな仕組みを構築するために努力をしてみたいというふうに思っております。ご理解よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

---

◎議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第31号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員事務局書記長(平田昭浩君) ただ今議題となりました、議案第31号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。国会議員の選挙等執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令

和元年法律第1号)の制定に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)が一部改正されたことから、投票所の投票管理者等の報酬の額を増額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。別紙4に規定しております現行下線部分の報酬の額を改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。投票所の投票管理者「1万2千600円」を「1万2千800円」に、期日前投票所の投票管理者「1万1千100円」を「1万1千300円」に、開票管理者「1万600円」を「1万800円」に、選挙長「1万600円」を「1万800円」に、投票所の投票立会人「1万700円」を「1万900円」に、期日前投票所の投票立会人「9千500円」を「9千600円」に、不在者投票外部立会人「1万700円」を「1万900円」に、開票立会人「8千800円」を「8千900円」に、選挙立会人「8千800円」を「8千900円」にそれぞれ改めようとするものです。

附則としましては、この条例は公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が議案第31号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

---

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時06分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

---

◎議案第28号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第28号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議題となりました議案第28号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)の内容をご説明させていただきます。

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、施行日以降は平成31年度松前町一般会計予算の名称を令和元年度松前町一般会計予算とし、平成31年度松前町一般会計補正予算(第1回)の名称を令和元年度松前町一般会計補正予算(第1回)と

し、予算中の年度表示については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とする。これは、元号の改元に伴い、国の予算では当年度予算全体を令和元年度とし、改元日以降最初の補正予算の予算総則において、平成31年度で議決された予算を令和元年度に読み替えるものとされたため、国に準じ、当町一般会計においても明示したものです。

引き続き、予算に戻らせていただきます。

令和元年度松前町の一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8千760万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1千101万8千円とするものです。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」によるものです。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。15ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費で、203万1千円の追加計上です。13節行政情報システム改修業務委託料として、199万8千円の計上です。これは、国が10月1日から実施する幼児教育の無償化に対応するシステムの改修であり、主に保育所と障害児通園施設に係るものであり、委託料の内訳は、保育所関連分146万3千400円、障害児通園施設関連分53万4千600円の計199万8千円であります。なお、この費用の財源は、全額補助金で、国の補助金で賄う予定です。次に、14節行政情報システム利用料として、3万3千円の計上です。これは、幼児教育の無償化に対応するシステムの利用料であります。5目地域振興費で、250万円の追加計上です。19節一般コミュニティ助成事業補助金コミュニティ活動備品整備分で、250万円の計上です。これは、茂草町内会のイベント用アルミテーブル24台、アルミ椅子120脚の購入に関わる費用助成分として、各種イベント時にも利用できるよう、効率的な連携を図ることとし、自治総合センターの宝くじコミュニティ助成事業の該当となったことからの計上分です。

16ページです。4項4目町議会議員選挙費で、6万3千円の追加計上です。1節報酬で、6万3千円の計上です。これは、投票場経費等の基準額の改定があり、投票管理者他3件の報酬が1日あたり100円から200円の増額改定があったことと、投票立会人報酬では、町の人事異動の影響による期日前投票における小島、大沢支所分の立会人4名分と、選挙長報酬では、選挙長不在時におけるバックアップ分としての職務代理者1名分をそれぞれ不足する分として計上しております。5目参議院議員通常選挙費で、25万8千円の追加計上です。1節報酬で、25万8千円の計上です。これは、先程と同じく投票管理者他3件の報酬が、1日あたり100円から200円の増額改定があったこと、更に投票管理者報酬では、町の人事異動の影響による期日前投票における小島、大沢支所分の立会人延べ24名分と、開票管理者報酬では、開票管理者不在時におけるバックアップ分として、職務代理者1名分をそれぞれ不足分として計上しております。

17ページです。3款1項3目老人福祉費で、65万7千円の追加計上です。28節介護保険特別会計に対する繰出金で、65万7千円の計上です。これは、介護保険会計によるケアプラン運用システム改修の補正予算分で、ルールに基づく一般会計の負担する繰出金の費用計上分です。

18ページです。2項1目児童福祉総務費で、108万1千円の追加計上です。12節役務費から12節扶助費まで、未熟児養育医療費分としての計上です。これは、当初2名の各4ヶ月分を見込んでおりましたが、現在の実績として2名の対象者がおり、そのうち1名の未熟児が11ヶ月程度の養育医療が必要とされているための費用計上分です。

19ページです。4款1項3目予防費で、155万5千円の追加計上です。12節需用費から20節扶助費まで、風しん追加的対策分の計上です。これは、風しんの拡大防止のため、追加的対策として令和4年3月までの3年間の時限措置として、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査と予防接種を今後3年間の中で順次実施するものです。対象予定者820人のうち、本年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの300人を対象とし、国で発表した需要推計を基に、抗体検査受検見込数153名などとして実施する予定です。11節は予防接種クーポン作成の用紙及び封筒印刷で11万9千円、12節はクーポン券送料及び事務手数料等で9万8千円、13節は抗体検査予防接種各委託料で125万4千円、20節はクーポン券、クーポン発送前に抗体検査等を受診した方への償還払いによる助成分として8万4千円の計上です。

20ページです。6款1項3目畜産業費で、2千558万7千円の追加計上です。9節旅費から18節備品購入費まで、肉牛改良センター管理分の計上です。9節旅費では、素牛の受精卵を採取するドナー牛の購入に係る鳥取や宮崎県家畜市場訪問や、大阪で開催される新規就農農業体験フェアへの職員派遣と、道内での受精卵の購入及び移殖の研修等に係る費用として、96万7千円の計上です。次に、11節飼料費では、今後購入する各素牛合計32頭分の牧草以外の補助飼料分として、93万7千円の計上です。次に、12節手数料は、素牛32頭分の獣医診療費とワクチン代等の費用で239万2千円、火災保険料は、建設中の牛舎、管理棟、保管庫分として10万7千円の計上です。次に、18節備品購入費では、素牛32頭分の購入費用の計上で、その内訳は質の良い受精卵を提供するドナー牛2頭と受精卵を移殖する牛、いわゆる代理母牛のレセピアント牛30頭分として2千118万4千円の計上です。なお、参考資料29ページに肉牛改良センター管理備品購入費（素牛購入費）の概要に目的及び内容が掲載されておりますのでご参照願います。

21ページです。3項1目水産業振興費で、470万円の追加計上です。19節漁業支援総合補助金魚類長期蓄養施設整備等事業他1件分で、470万円の計上です。これは、現在取り組みが行われているホッケの長期蓄養事業で、新たに2経営体が着業することに対するイカダ施設整備に利用する補助と、ホッケの餌に使用しているイカゴロの代替として、イワシを餌にした成長率やコストを把握するための比較試験に要する費用の計上、更に札前蓄養漁港における蓄養事業の安定的取り組みを支援するための費用計上分です。いずれもさくら漁協を介して実施する漁業支援総合補助金であります。

22ページでございます。7款1項3目温泉休養センター費で、39万7千円の追加計上です。11節修繕料として、39万7千円の計上です。これは、温泉休養センターの温泉の温度を調整する調温槽温度制御器であるフランジ型電動三方弁の故障が判明し、温泉運営に影響がある設備であることから、至急で交換したところですが、既定の予算では想定してない費用であったことから、今後の施設修繕料確保のため、当該機器の修繕に要した経費39万7千円を計上したものです。

23ページです。8款5項1目住宅管理費で、2万4千円の追加計上です。12節町営住宅管理火災保険料として、2万4千円の計上です。これは、本年度建設を予定している豊岡第6団地C棟及びD棟建設後の火災保険料の計上です。2目住宅建設費で、2億4千847万円の追加計上です。13節委託料から22節補償補てん及び賠償金まで松前町公



住宅等長寿命化計画による建替事業等に係る費用の計上です。13節町営住宅建設工事監理業務委託料で、597万3千円の計上です。これは、町営住宅豊岡第6団地のC棟及びD棟建て替えに係る工事監理業務費用の計上です。15節町営住宅建設工事請負費で、2億1千726万1千円の計上です。これは、建て替えを要する豊岡第6団地C棟及びD棟の計2棟8戸分の工事費用の計上です。次に、町営住宅整備長寿命化改善工事請負費で、2千455万6千円の計上です。これは、豊岡第1団地の2棟4戸分の改善工事で、外壁の張替等を施し、長寿命化を図る費用の計上です。22節町営住宅建設町営住宅建替事業移転補償費で、68万円の計上です。これは、建て替えを図る豊岡第6団地のC棟及びD棟の8戸分の入居者に係る移転補償費の計上であります。なお、参考資料30ページに町営住宅建設工事の概要を、31ページに町営住宅整備長寿命化改善工事の概要を添付してございますので、ご参照願います。

24ページです。9款1項2目災害対策費で、163万3千円の追加計上です。18節災害対策備品購入費で、163万3千円の計上です。これは、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業により、市町村防災減災対策事業推進交付金が交付されることに伴い、可搬式発電機4台の購入費用の計上です。

25ページです。10款2項1目学校管理費で、151万円の減額計上です。11節需用費から15節工事請負費まで、大島小学校蓄熱式暖房器改修事業に関連する費用の計上です。当初予算で当該蓄熱式暖房器が故障している2教室分の改修工事を予定しておりましたが、取り替えに係る現存機種は既に後継機種に変わっており、調査を進めた結果、既存制御基盤に接続した場合、不具合を起こすことが判明しましたので、費用対効果など総合的に勘案した結果、この2教室分については、FF式石油暖房器に切り替えることになりました。その費用として、11節学校管理修繕料では、FF式石油暖房器2基と屋外石油タンク及びオイルサーバー等の設置配管修繕として107万円、燃料費として、FF式石油暖房器に係る灯油代32万4千円を計上したところであります。15節大島小学校蓄熱式暖房器改修工事請負費で、290万4千円の減額計上です。これは、当初予定していた工事を修繕対応に振り替えたため、全額を減額することとした計上です。

26ページです。5項2目体育施設費で、16万2千円の追加計上です。18節ふれあい公園管理備品購入費で、16万2千円の計上です。これは、ふれあい公園で使用していた自走式芝刈り機が故障し、老朽化も手伝い、修繕にあっても多額な費用が掛かることから、新しく入れ替える費用の計上分です。

以上が歳出です。次に歳入です。7ページをご覧ください。

2. 歳入です。9款1項1目地方交付税1節地方交付税で、972万8千円の減額計上です。財源調整による歳出財源に対応した減額計上です。

8ページです。13款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金で、未熟児養育医療負担金として、41万6千円の追加計上です。これは、歳出で計上しています未熟児養育医療費に対する国庫負担金の計上です。

9ページです。2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金で、障害者総合支援事業費補助金として53万4千円、2節児童福祉費補助金で、子ども子育て支援事業費補助金として、146万3千円の追加計上です。いずれも歳出で計上しております幼児教育の無償化に対応する行政情報システム改修業務委託料に対する国庫補助金の計上であります。次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金で、感染症予防事業費等補助金として、58万6千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております風しん追加的対策事業に対する国庫補助金の計上です。次に、4目土木費国庫補助金2節住宅費補助金で、社会資

本整備総合交付金町営住宅建設分として1億76万円、町営住宅整備長寿命化改善分として1千104万9千円の、計1億1千180万9千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております町営住宅豊岡第6団地C棟及びD棟建設分及び町営住宅整備長寿命化改善分に対する国庫補助金の計上です。

10ページです。14款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金で、未熟児養育医療負担金として、20万8千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております未熟児養育医療費に対する道負担金の計上です。

11ページです。3項1目総務費道委託金4節選挙費委託金で、参議院議員通常選挙委託金として、25万8千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております参議院議員通常選挙費に対する道委託金の計上です。

12ページです。18款1項繰越金として、1、繰越金、前年度繰越金で3千999万9千円の追加計上です。これは、先程行政報告にありました決算剰余金として、前年度繰越金を総額で4千万円とするための3千999万9千円の増額補正でございます。

13ページです。19款5項6目雑入1節雑入で、未熟児養育医療費徴収金として、24万6千円の計上です。これは、歳出で計上しております未熟児養育医療費に対する徴収金の計上です。次に、コミュニティ助成事業助成金として、250万円の計上です。これも歳出で計上しております茂草町内会のイベント用アルミテーブル及び椅子購入費用に対する助成金です。次に、市町村防災減災対策事業推進交付金北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業分として、171万7千円の計上です。これも歳出で計上しております災害対策での可搬式発電機購入における交付金としての計上したものであります。

14ページです。20款1項4目農林水産業債3節水産業債から8目教育債2節小学校債まで、全体で13億7千600万、1億3千760万円の計上です、失礼しました。これは、各事業に対し、起債充当見込額を計上したところであります。なお、大島小学校蓄熱式暖房器改修事業債につきましては、歳出事業費を減額したことによる減額計上となっております。

以上が歳入でございます。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額49億2千341万円に補正額2億8千760万8千円を追加し、補正後の額を52億1千101万8千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額2億8千760万8千円を追加し、補正後の額を52億1千101万8千円にするものでございます。

4ページです。第2表地方債補正です。(1)追加の分として、漁業支援総合補助金、町営住宅整備長寿命化改善事業として、記載のとおり限度額などを追加補正するものです。(2)変更分として、変更の分として、公営住宅建設事業の他2件について、記載のとおり限度額をそれぞれ補正後の額に変更するものです。

以上で議案第28号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) 2点ばかり質問させていただきます。1点目は、すごく期待しております、松前の大きな原動力なるかなあ、松前の産業の原動力になるのかっていう期待感を持っております。20ページ、農林水産業費1項3目畜産業費備品購入費、ようやく、4

億以上のお金が投資される事業がようやく見えてまいりましたんでね、そのことについて質問したいと思います。

2点目、2点目はページ21ページ、水産業費、水産振興費、ここ負担金補助及び交付金漁業支援総合補助金魚類長期蓄養施設整備等事業他1件、この内容だけ教えてもらいたいので、どういう内容なのかなあと調べて興味があります。

まず1点目、うちの松前町の肉牛の歴史っていうのが、短角牛から始まって約50年ぐらいになるんじゃないかと思ってましたけど、まあ、年数が間違っていれば。ようやく松前の肉牛の新しい時代が来たなど。そして、ようやく方向性が見えたなどというふうに思っていました。それで、この最後の資料にこのようなことで書いておりました、松前町の畜産農家黒毛和種の繁殖経営11戸であり、約260頭の繁殖牛をシュクヨウっていうんですか、シュクイ、飼育って言ったらいいんでしょうか、生産された子牛は家畜市場で一定の評価を得ている。畜産農家は一層の所得向上と経営安定のため規模の拡大を目指しているが、飼料費、資材費及び繁殖素牛の高騰等の背景がそれを困難なものにしている。また、11戸の畜産農家の内、4戸が65歳以上の後継者不足の経営もあり、畜産業の衰退が懸念される。このことから、当センターにおいて受精卵を活用した遺伝的能力の高い牛群でよろしいんでしょうか、牛群づくりを確立させ、センターで生産される子牛を農家へ供給すること、大事なところ、この次のことです。既存農家の経営の持続性と安定を目指すとともに、新規就農者への生産基盤強化の推進を図ることを目的。この目的っていうのが、私はわかりません。衰退して行って、そして、それを65歳以上が4戸、11戸のうち。それで本当に作業量を軽減したり、そして俗に言う死産、素牛の死産を免れたりすることだけで、根本的に松前の肉牛産業は支えられるのかなあとということ1点目。

その次に、新規就農者への生産基盤の推進を図ることを目的とする。このところですか。これは何回も質問してはいますが、町外からの人、それと実習生を養成するというふうなことをございますから、そここのところをもう一回お願い致します。

それと素牛購入2頭380万円、素牛レセピアント購入頭数30頭1千810万4千円、私達の今までやっていたのが、畜産農家に60万の2分の1補助、30万円ですか。それでこれからこの投入頭数が30頭から、今度来年は20頭購入して50頭にしよう。本当それで大丈夫なのかなあと、将来展望がここで見えてしまったものですから、もっと増やしてくれればいいなあと。ただし、そこに着業する人達がどうなのかなあと。

それとこのことで毎年レセピアントっていうんですか、レセピアントの素牛を購入するための経費、資材、いろいろかかってくるわけでございます。私は4億ぐらいの、私の気持ちですよ、これは、私は4億の投資なんてもんでなくもっとかかるけども、それに見合うような費用対効果でございますかね、行政言葉で言えば、費用対効果を担当者はどうのように考えているのかなあと、これをまず説明してください。

次に、水産の方については、今言ったように、ちょっと内容を教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) ただ今の福原議員からご質問ありました、まず、衰退する、ここに表示してありますけども、衰退していくっていうのは、今現状、改良センターが建つ以前の話としまして、我々が何も策を講じなければ今後後継者もさることながら、新規も望めない、松前から畜産の灯が消えていくんじゃないかというような意味を持ってここに表しました。ただし、我々一昨年度から計画を立てて、今実施して、設計して建築していますが、改良センター、これができたあかつきにはどうかということのご質問かと思われるので、まず一つ、我々、私以前から申し上げておりますが、現在の既存農家に対して

の我々としては二つの捉え方をしております。一つはここに書いておりますように、高齢者の方、65歳以上の方が4戸あります。いずれ数年経てばこれが増えていくんですけども、じゃあ、この方々が我々この事業をやる前に何が一番、長い70歳、80歳までのリスクあるのというようなご質問したところ、やっぱり分娩が一番大変だと。もう70や75過ぎるともう分娩のときには到底対応できない、そろそろ辞めなければならないというようなことをよく聞かれました。それに対応するためには、やはり80歳、極端に言うとも身体が続く限りやっていただけるためには、分娩、一番つらいところを町の改良センターというものを設けて、そこで救ってあげることが一つなのかなと。

それから、もう一つには65歳以下で若い方が、例えば今20頭、30頭の牛舎で生活を営んでおります。これを口で簡単に増棟増棟と言いますが、牛を買うお金イコール今度牛舎、食べ物、全て用意しなければなりません。入れたところが、じゃあ1年、2年ですぐお金になる、最低でも3年、4年お金を見るまではかかります。これが今の現状です。それであれば、到底間に合わないんで、この改良センターというものを設けて、以前にも言いました、3ヶ月ぐらいまで町の施設で育てたものを農家へ安く提供して販売すると。いいものに対しては残していただく、それからそれなりなものはそれなりに市場へ売っていただく。そうすると3ヶ月でいくわけですから7ヶ月、通常市場で10ヶ月販売しておりますんで、7ヶ月の飼養すると市場へ販売できると。当然1年以内に牛を購入してから農家が現金を見ることができ、これが一番早い、担い手だとか後継者に近づけるんじゃないかというのが、まず一つの作戦ということで掲げております。

それから、新規参入に関してですが、これらの目的としては我々、今畜産農家には現在1頭60万円を想定した2分の1の30万という補助金を出しております。これもいずれ30万をいくら出しても60万から90万、よければ100万ぐらいの牛を買ってきて、それを授精をさせて、子牛を産ませて育てて、それも3年ぐらいかかります。それでは到底新規参入の農家の方々出たとしても3年間無収入で暮らさなければなりません。また、その間に牛の、生き物ですから常時お金はかかっていきますんで、借金がどんどんかさんでいきます。これが、今、私でかいこと言いますが、北海道、いわゆる日本の農業の衰退する一歩かなと思っております。地方、東京とか関東、あるいは九州の方からでも問合せは結構あります。何が一番かという、初期投資がやはり一番大変だと。国の助成金ないし市町村の助成金あっても半分は自己資金を使わなければならないと。それに対応するような今若者がどれだけいるかということなんで、やはり我々は初期投資もいくらかでも軽減させるためには、その年にお金になるような事業を展開しなければ、これはやっていけないだろうと。また、一つには、新規参入に対する支援っていうのは全国でたくさんあります。大体内地の方々を見ると、北海道では十勝平野の方をみんな見ておりますであれば、我々としてはこの道南の小さい、農業をやっている中では、何かインパクトのあることをやらなければ誰も見向いてはくれないということが発想したきっかけでございます。

そして、今現在この新規参入、あるいは議員おっしゃられた研修生並びに大学の実習生、これの中には今4月で、6月ですから先々月ですか、大学の方へ行きまして、大体いいようなご返事をいただいております。ただ、それは口頭でありますんで、何とか今年度中には協定書と言いますか、そういう提携を結ばさせていただきたいなという方向を目指しております。

また、次の素牛の購入に関しては、資料の中に当年度は30頭、それからドナー牛として2頭、そして来年はレセビアント、ようするに借り腹ですけども20頭、最終的には50頭で回すということで、議員おっしゃられたように50頭では少ないんじゃないかなと

思われますが、あくまで今年30頭、来年20頭っていうのは借り腹で黒毛和牛ではございません。一番最初の初期投資を軽減するために、我々交雑種とっておりますが、その腹借りをするのが2年継続で50頭そろけまして、それから良い、良質な製品なんぞを植えまして、その出た雌牛、それは純和牛ですから、これを最終的に残していくわけで、元手が50頭であって、最終的には100頭の目標を立てて、牛舎もそれなりな対応で今建設しておりますんで、あくまで初期投資の30頭と20頭っていうのは、これあくまで借り腹ですんで、数年後にはこれらはなくなります。最終的には、松前町は純黒毛和牛ということで進んでまいりますんで、ご心配かけることはないかと思えます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。  
○水産課長(佐藤祐二君) それでは、漁業支援総合補助金の470万円の事業内容についてのご質問でございます。これは、ホッケ蓄養事業に対する支援補助金というようなことになっておりまして、中身的には3点ございます。一つは、現在の10経営体の着業者の方々が取り組んでおりますけども、この秋から、来る秋から2経営体が新たに着業を希望しているといったことで、新規着業の方々に対するイカダ施設の製作設置費、2基で250万円かかりまして、2分の1の125万円を補助しようという内容が、まず1点でございます。

2つ目としまして、現在ホッケ蓄養事業、イカゴロを冷凍したものを着業者の方々が組合から購入した形で給餌、飼育しているといった状況の中で、ただ、漁港内がイカゴロの油で汚れるですとか、いろんな、従前から課題があったわけございまして、今後、現在は比較的容易に入手できるイワシを用いた中で給餌試験を行ってみて、イカゴロとイワシの比較検討しながら、将来に向けての餌の改善の検討をしていく必要があるといった考えの下で給餌試験を行おうとする費用が、これが95万円でございます。

3点目でございますけども、実はこの春までのシーズン、札前地区漁港で4経営体着業しておりますけども、2月の下旬でしようか、大量斃死がおきました。4経営体全ての着業者の方々のホッケが大量斃死したと。これの要因につきましては、酸欠を発生してしまったのかなといったことで検証をしております。この酸欠に至った要因の一つとしまして、実は蓄養漁港内が従前から台風、時化等で越波がものすごかったというようなことがありまして、北海道の方に対しまして越波対策をとということで要望してきた経緯がございまして、これが29年度末までに消波堤が設置されまして、この越波対策を完璧に実施されたといったようなことで、地元も喜んでおったところであります。これが、デメリットの部分なんでしょうか、今般越波対策が完璧に講じられた反面、外側の方に、蓄養施設内に入ってくる水を受けるゲートが3箇所ありまして、そのゲートを受けるプールがありまして、そこに越波対策が、離岸堤ががちり据え付けなかったおかげで、例えば3メートルくらいの波浪の状況では、常にザブザブと入ってくるんだらうというのがイメージなんですけども、その程度の、ある程度の時化でも全然波が入ってこなくなってしまうというような部分で、海水交換が不備になったっていうような部分も含めて、また、飼養密度の関係等々もあるのかもしれませんが、海水交換が漁港施設の構造的な原因も現実的に考えられるというふうな検証をしております。今後この部分につきましては、今北海道の方と協議を進めておりまして、この秋のシーズンまで水を切ったりというようなことで、改善対策はする方向で協議させていただいております。この全ての4経営体の方々が収入が、50万か20万くらいの水揚げにしかならなかったというようなことで、この秋からの着業に向けて、ちょっと大変厳しい部分が現実的にあるというようなことで、4経営体で合わせまして500万ほどの着業資金と言いましょうか、施設利用料ですとか、燃料費ですと

か、餌代ですとか、原魚代、これらの部分を今後とも継続的に蓄養事業の振興、着業して収入上げて行っていただきたいというふうな考えから、これに対する支援対策ということで、250万円、合わせまして、三つ合わせまして470万円を蓄養事業に係る事業費として計上しようとする内容でございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 漁業の関係、この間、江良方面行ったときに、札前の蓄養漁港にイカダが上架したもんですからね、あれ、どうしたのかなあと感じておりました。十分に配慮してあげないと、いろんな意味で良かれと思ったことが悪になってしまうんでね、十分気をつけてこれから進めてほしいなど。

それと、イカゴロからイワシへ、固形のものでもいいんだらうと思うけれども、経費の部分があるだらうけれども、何かそこのところはもっと十分に精査してあげたらいいんでないの。やはり、うちら試験操業してもなかなかいい結果が、今まで磯焼け対策でもこうやってたけど、なかなかいい結果が見られないもんですから、試験って言うと失敗してもいいように思わないで、必ず成功するまで頑張ってもらいたいと思ってました。まあ、漁業の方は答弁ありません。

それで、畜産なんですけれども、現状の畜産農家を守る、これは当然だと思うんです。それで育成する、これ両輪だと、これは両輪でないかなと。それで、こんなに1年、素牛から成牛にして子牛を販売する月日がかかんのかなあというのが、改めて再認識致しました。そんな意味では、やはり簡単に着業者どうかこうかっていう理論よりも、まずそこに着業する環境づくりが大事なような感じしてました。課長の答弁から聞いてて、ああそうかと。まず牧場で育成しながら、そして投資をできる環境を町がつくってあげる、技術は牧場で育てる、そして資金についても2分の1、それよりも少なくとも30%負担でありとか、そういうふうなことで支える環境づくりが大事かなと思うんです。

それで、先日、5月31日に立ち向かう農業ということで、十勝管内清水町の農業法人十勝清水コスモファームのことが出てました、総合の2ページでしたけども。ホルスタインを中心にしていたところを和牛になっていたと、その経過経緯がTPPであり、APA。そして、これは民間の法人でございます。法人でなければできないなあと気がずっと思ってるんですよ、私は。それで、ビジネスとしてこれを定着させて発展させるには、僕は民間と提携する、法人化する、この二つだと思ってましたんで、その将来的な展望、考え方、持っているんであれば答弁していただきたい。

その次に、この肉牛が雇用の場として大きい力を持つなあと感じたで、そして、そこで育成して、将来的に自分で企業化するという。それで、ここに書いてる中で、今まで薄利多売でホルスタインを売ってたけれども、もうそれができなくなってしまったと、TPPでAPPで。それで和牛に替えると。それで頭数をびっくりしました、年間1千800頭出荷していたということですよ。だから、さっき頭数が少ないんでないかっていうのは、こういう発想が頭にあったもんだから、松前町としては民間と提携して法人化するには、そういうことが大事でないかな。そうすつと雇用の場として確保できるわけ、サラリーマンですよ、サラリーマン。そういう時代が来るなと思ってたもんですからね、自分で企業化しなければ松前で住んで、牛が好きだからやりたいっていう人が必ず出てきます。これお母さん方でもいいんです、若いお母さんでもおじいちゃんでもおばあちゃんでも誰でもできるってことですよ。そんなことで、雇用の場としてどうかなっていうふうに考える。

それと松前のスルメ加工屋さんがどんどんこの2、3年であつぶれてます。清部も茂草も

静浦も、それと建石も。いろんなどころで5件も6件もこの2、3年で潰れていってます。そうすると雇用の場がそこで生活の糧得た人達がないもんですから、そういう考え方があるのかなあとと思ってましたんで、二つ目、それを答弁してください。

それと、町民参加の道というのがね、町民がどのようにこれを通じて収益を上げれるかと、所得を上げれるかってことなんです、僕。これはね、突拍子もない考えかもしれないですけども、町民の生活水準を維持したり、今60歳以上の人で年金をもらってる人が60でもらえば47万ですか、65でもらえば78、9万ですよ。それに50万でも100万でも、そういう考え方があるもんですから。それで、町民がどのようにそこに参加するか、そして収入を得るかっていうこと考えたことがあるか、ないかだけでいいんです、これは。それがあったら答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) まず始めにですね、先程の質問の中で費用対効果の関係について、私連係として、三谷参事おりました、その答えについては、私のお答えした後に答弁させていただきます、申し訳ございません。

まず、一つは民間へどうのこうのということでの考えたことがあるかっていうことについてですが、我々としましてはまず軌道に乗った場合、乗って行く目的ではやっております。最終的には農協と、まず農協と協力しあってやっていこうじゃないかと。それから、法人的な考えというのは、既存の農家、また新規参入すると最終的には既存農家になります。これらを全部、我々の今の考えですけど、最終的には町内での企業として法人化させることが第一目的です。

先程言いました十勝でどうのこうっていう、ホルスタインのところが変更になったのは、T P Pの問題で将来的にはちょうどホルスタインの肉牛っていうのが、ちょうど環太平洋の関係の牛とちょうど競合するということで、おそれることで一つランクを上げましょうよということで黒毛に移行したと。議員おっしゃられたとおりに、大体1千800頭くらいやってると。松前町の黒毛和牛に換算すると3分の1の計算になります。というのは、ホルスタインの、純利益はわかりませんが、利益率っていうのは、今の例えば1頭売ると4、50万で、実際残るのは20万某、細かい数字は別として粗利益です。和牛になるとその3倍くらいいきます。ですから、頭数計算でいくと、1千800頭クラスっていうのは、今松前町が200頭から300頭ぐらいの同じ規模ぐらいで。ただし、あちらは個人って言うか、個人並びに大きな施設持った民間の法人化した方々がやっておりますんで、それが今移行していくっていう形で、ただ我々が心配されるところでの問題内では、T P Pがあっても、何とか高級和牛ということで、それにおいて、先程言いました道南牛だとかそろけていかなければならないということをもっと一にやっております。

それから、雇用の場、それから町民参加、それと先程申し遅れました費用対効果については三谷参事の方からお答えします。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課参事。

○農林畜産課参事(三谷幸一君) 4月1日から農林畜産課にまいりました三谷と申します。どうかよろしくお願ひ致します。松前町の肉牛振興と地域の発展のために身骨注ぐ覚悟でございますので、どうかよろしくお願ひ致します。

今、議員からご質問がありました費用対効果の件ですが、素牛を2頭導入する理由は、受精卵の採卵する器具を購入致します、その器具を牛ができてから採ったんでは遊ばせることになります。その効果を早期に実現するために今回ドナー牛を、卵を採る牛を買ってくることに致しました。また、その牛を買うというのは、翌年度以降卵を導入する、購入

する予定でございました。今卵の価格は全農さんという、JA全農ですか、全農さんが毎月こちらの方にデータで送ってくるのを見ますと、1個あたり、松前町の農家の方がほしい卵は大体1個7万、6万から7万するんですよ。それを10個買うと当然6、70万ということになります。この素牛から、大体卵1回に大体10個ぐらい採れることも可能です。多ければ20個採ることもございます。その効果を最大限発揮することで翌年度以降の卵の購入を抑えることができる、抑制することができるというふうに考えて、今回素牛の、ドナーの購入を考えております。それが費用対効果に直接結びつくことだというふうに考えておりますので、どうか、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) 町民参加の関係でありますけども、我々としては最終的には前回の議会でも申し上げたとおり、既存農家は繁殖で一本で絞って頑張っていたきたいと。また、若い方々については、肥育をやるなり何なりのうちは手助けをします。また、この改良センターにおいても肥育、これはぜひやりたいと思っております。その中において、町民参加ということにつきましては、どういう形での町民参加ということかと思ひ、いろいろ、かつての牧場まつりのようなものを開くのも町民参加であります。また、我々は、一番先に考えてるのは、子ども達、幼稚園の生徒、保育所の生徒、学校の、小学校、中学校の生徒が何とか牧場の中に来て、参加してふれあえるようなことを、これも町民参加かなと思っております。

雇用の場につきましては、何とか、同じような話を繰り返すんですけども、今の規模から、まだ今現在100頭クラスの繁殖牛舎の建設です。将来的には肥育も兼ねるということは、当然それなりな施設もやっておりますので、また研修生並びに実習生がどんどん増えてくるのかなと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩します。

再開は13時30分とします。

---

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時28分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

3番。

○3番(福原英夫君) 一般質問のような感じの、ようなスタイルの質問ですけども、ようやく畜産振興の形がまとまって方向性が出たものですから、こういう質問の仕方になりました。まあ、勘弁してください。

それで、行政の長所であり短所っていうのがあるんですけども、スタートのときは行政がいろいろ丸抱えをして振興するんですけども、やはり、町民がついて来なくて断念して、最後は尻すぼみになってしまうというふうなことが現状まで見られるものですからね、それで私は法人化したり、民間主導の方がいいんでないかなっていう考えがあったものから、そのような考えがあるかをお聞きしたわけでございます。

それで、先日今金でこんなこと出てましたよ、新聞で、5月31日に。今金の町有地を民間の業者に無償で貸し出して、民間の業者に住宅を建ててもらおうと。その建てるのは民間の業者だと。そういうふうに時代が変わってきたんですよ、行政主導でなく、民間と行政と関係プレーして、そこに住民が参画するという、これがはっきりしてきたんでないかなと。九州の一村一品運動の発祥の地、桃栗、梅栗でハワイ行こうっていう大山町は、そ



この主導は町民だったんですよ。ですから、私は長い目で考えて、民間と。

○議長(伊藤幸司君) 3番議員、質問中ですけど、これ予算の質疑ですので。

○3番(福原英夫君) はいはい、わかっています、わかっています。

○議長(伊藤幸司君) よろしいですか。

○3番(福原英夫君) はい。そんなことで、そういう考え方がこの中でメニュー化されるかということなんです。

それと、議長、申し訳ないですね、十分わかって質問しております。時間を費やして申し訳ございませんけども、そんなことで私は長い目で考えてね、やはりこの事業が町民の所得であり、そして、やる気を起こすような事業展開へと持って行くような隙もつくて、これから振興してほしいと思ってるものですから、そのようなお考えがあるかどうかお聞きします。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) ただ今の質問に対してですが、民間とのどうのこうのございますけども、私先程申しましたように、まず町としましては、この事業が動き出した以降には、まず第一には農協と、松前農協と何とか提携してやっていきたいなど。その先のあかしには、民間とという順番を追ってやっていければ良いかと思えますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

10番。

○10番(斉藤勝君) 1点だけ、13ページの関係。さっきの財政課長の説明では、可搬式の発電機を購入するんだというふうに受け止めましたけども、こういう受け止め方でいいのかどうか、まず一つ、首、縦に振ってくださればそれでいいんですけども、可搬式発電機の電動発電機ですね、はい。

それで、町民課長、かつてはガソリンと灯油と間違えて火災というようなこと、まあ、ぼやであったんですけども、そういうことがあったんですよ。これ、発電機はガソリンだと思うんですよ。ですから、この管理、灯油のストーブと発電機のガソリン、混同しないような、きちんとした管理しなければならないというふうに私思ってるんですよ。ですから、この点についてはどんな考えをお持ちでしょうか。ご答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 発電機の関係でお尋ねがありました。議員おっしゃいましたとおり、白神の寿の家におきまして、ガソリンと灯油間違えて入れてしまいまして、火事を発生してしまったというふうなことで、その時点から、発電機は各施設、避難所なりに置いてるんですけども、携帯のガソリンを入れてたもの、それにはガソリンが入ってますよということで、注意喚起はしていたんですが、タンクに満タンにして、ある程度24時間ぐらい発電機が保つものですから、今現在は携帯用のタンクを回収しております。間違えて入れられないように回収しております。万が一、そういう発電機が使うようなことがあれば、こちらの方から避難所なりに持って行って使うような対策を講じているところありますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) 今の答弁ですけども、間に合わないんでないですか、それ有事の時にですね、役場の職員がガソリンを持って運んで行くなんで発想、間違ってると思うんですよ。ですから、きちんと管理させておけば大丈夫でないかなと思うんですけど、この点どうですか。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 確かに議員おしゃるとおり、大規模な災害があれば、こちらの方から出向くことも、確かに困難な場合も考えられますので、今後は、もう一回内部で検討しまして、どのような方策が一番いいのか、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) こういうことが想定されるわけですよ。例えば、大水が出れば橋が落ちたと。どうして役場から運ぶんですか、ということになるわけですよ。ですから、きちんとした管理をしてもらうようにして、現地に置くのが最も適切だと思うものですから、こういう質問したわけですよ。答弁は入りません、注意しておきます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第29号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました、議案第29号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、施行日以降は平成31年度松前町介護保険特別会計予算の名称を令和元年度松前町介護保険特別会計予算とするものであります。これは、元号の改元に伴い、国の予算では当年度予算全体を令和元年度とし、改元日以降最初の補正予算の総則において、平成31年度で議決された予算を令和元年度に読み替えるものとされたため、国に準じ、当町の介護保険特別会計においても同様に令和元年度と明示したものであります。

引き続き、予算の説明をさせていただきます。

令和元年度松前町の介護保険特別会計予算、失礼致しました、介護保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千235万1千円に致そうとするものです。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正予算につきましては、松前町指定居宅介護支援事業所で使用しているケアプラン運用システムを単年度の借上料として当初予算で措置しておりましたが、4月から既存システムが変更となることに伴い、業者との契約においても単年度の契約ができないこととなったため、7月以降の借上料の予算を減額し、一括支払いとなるシステム改修費により対応致そうとするものです。

それでは、サービス事業勘定の歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、13節委託料と14節使用料及び賃借料で、65万7千円の増額計上です。13節委託料では、松前町指定居宅介護支援事業所で使用するケアプラン運用システム改修委託料で、87万3千円の追加計上で、14節使用料及び賃借料では、7月以降に係る運用システム借上料、21万6千円の減額計上です。

以上がサービス事業勘定歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。2款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金で、65万7千円の増額計上です。全額一般会計からの繰入金で対応致そうとするものです。

以上がサービス事業勘定歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額1千169万4千円に、65万7千円を追加し、補正後の額を1千235万1千円に致そうとするものです。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千235万1千円に致そうとするものです。

以上が、議案第29号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第30号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(高橋光二君) ただ今議題となりました、議案第30号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、収益的収支の3条予算におきまして、本年4月1日付で職員の異

動がありましたことから、これに対応するための補正と、過年度分水道料金の調定額の変更がありましたことから、これにより補正を致そうとするものでございます。

それでは、予算書の1ページでございます。

第1条は、総則です。元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は平成31年度松前町水道事業会計予算の名称を令和元年度松前町水道事業会計予算としようとするものです。これは、元号の改元によりますことから、他の会計と同様に名称を改めようとするものです。また、第2項におきまして、令和元年度松前町水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。令和元年度松前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入です。第1款事業収益で、既決予定額1億8千974万7千円に28万2千円を追加し、補正後の予定額を1億9千2万9千円に致そうとするものです。第2項営業外収益におきまして、28万2千円の増額です。これは、本年4月1日付人事異動におきまして、職員1名が一般会計に異動したため、この職員に変わる臨時職員を採用するにあたり、これに伴う雇用保険等の個人負担金を営業外収益として収入するための補正です。

次に支出です。第1款事業費で、既決予定額1億7千643万7千円から587万7千円を減額し、補正後の予定額を1億7千56万円に致そうとするものです。第1項営業費用では、5目総経費において、本年4月1日付で人事異動におきまして一般会計に職員が1名異動となり、1名減となりましたことから、この職員の給料、手当等の人件費及び賞与引当金繰入額について、合計799万円を減額致そうとしております。また、これに替わります臨時職員1名分の賃金及び社会保険料、合計206万5千円を増額することにより、差し引き592万5千円を減額補正しようとするものです。第3項特別損失では、過年度損益修正損として、既決予定額3万6千円に4万8千円を追加し、補正後の予定額を8万4千円に致そうとするものです。これは、このたび平成30年度松前町水道事業会計の決算にあたり、過年度分水道料金等を精査したところ、調定額に変更があったことから、これを修正するための増額補正であります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように定めようとするもので、第1号職員給与費で、既決予定額4千997万7千円から747万9千円を減額し、補正後の予定額を4千249万8千円に致そうとするものです。給料で391万7千円、手当で141万8千円、法定福利費で214万4千円の合計747万9千円を減額しようとするものでございます。2ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計画書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第30号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議事日程協議のため議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

---

(休憩 午後 1時46分)

(再開 午後 2時04分)

---

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

---

◎諸般の報告

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎議事日程の追加の議決

---

○議長(伊藤幸司君) この際議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

---

◎議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第32号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第32号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

お手元の議案の3枚目裏面、説明資料松前町介護保険条例の一部改正に係る新旧対照表の2ページ下段、説明欄をご覧ください。まず、今定例会に本議案を提案し、ご審議いただきます理由でございますが、今年10月の消費税率及び地方消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の第1号保険料の軽減強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、第1段階、第2段階、第3段階の保険料を軽減するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に3ページ、松前町介護保険条例の一部改正の概要をご覧ください。改正前と改正後の比較表となっております。本改正により、第1段階については、改正前の負担割合が基準額の「0.45倍」から改正後は「0.375倍」となり、これにより、保険料の年額を「2万7千円」から「2万2千500円」に。第2段階においては、改正前の負担割合が基準額の「0.75倍」から改正後は「0.625倍」となり、これにより保険料の年

額を「4万5千円」から「3万7千500円」に。第3段階においては、改正前の負担割合が基準額の「0.75倍」から改正後は「0.725倍」となり、これにより保険料の年額を「4万5千円」から「4万3千500円」に致そうとするものです。今回の改正による影響額ですが、当初予算ベースで2千197人分、1千53万円程度の減収となりますが、その補てん措置としまして、国2分の1、道4分の1、町の一般会計4分の1の負担となり、ルール分として全額一般会計から繰り入れされることとなりますので、介護保険特別会計保健事業勘定の歳入予算総額には影響がないところであります。

当該改正に係る介護保険特別会計保険事業勘定の歳入予算の補正につきましては、介護保険特別会計保険事業勘定の歳出予算の補正時に合わせて提出致しますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

以上が改正の内容であります。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用致そうとするものであり、改正後の松前町介護保険条例第3条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものです。また、新旧対照表につきましては、説明資料1ページから2ページにわたり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第32号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第33号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました、議案第33号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表2ページをお開き願います。下段の説明欄です。北海道市町村職員退職手当組合を組織する構成団体の解散、脱退による別表の変更のため、組合理約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

1ページへお戻り願います。変更案の内容であります。現行の空知管内に区分されております下線部分の「北空知葬祭組合」、日高管内に区分されております下線部分の「日高

地区交通災害共済組合」、十勝管内に区分されております下線部分の「池北三町行政事務組合」の3団体が解散したため、別表から削ろうとするものであります。

2ページをお開き願います。附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第33号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、議案第34号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第34号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表2ページをお開き願います。下段の説明欄です。北海道市町村総合事務組合を組織する構成団体の解散、脱退による別表の変更のため、組合同規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

1ページへお戻り願います。変更案の内容であります。別表第1は、現行の空知総合振興局に区分されております下線部分の「北空知葬祭組合」を削り、構成団体数「33」を「32」に改め、日高振興局に区分されております下線部分の「日高地区交通災害共済組合」を削り、構成団体数「16」を「15」に改め、十勝総合振興局に区分されております下線部分の「池北三町行政事務組合」を削り、構成団体数「24」を「23」に改めようとするものであります。

2ページをお開き願います。別表第2も別表第1と同様に、現行下線部分の3団体を削ろうとするものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第34号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮り致します。

議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、議案第35号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました、議案第35号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する構成団体の解散、脱退による別表の変更のため、組合理約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

変更案の内容であります。現行の下線部分の「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」、「北空知葬祭組合」の4団体が解散したため、別表第1から削ろうとするものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第35号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮り致します。

議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第1号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第16、発議案第1号、松前町議会議員、松前町議会委員会条



例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。11番西村健一君。

○11番(西村健一君) 発議案第1号、松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第112条及び松前町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。提出者並びに賛成者は記載のとおりであります。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。平成27年に議会改革の一貫として、常任委員の複数所属制を導入したところではありますが、当初の目的の一つであった当選回数の少ない議員の複数所属が2年で交代となっているなど、その目的が達成されていない状況であります。そのため、松前町議会ではそのあり方について、今後再検討することを踏まえ、次期任期開始時には単一所属とするため、常任委員会の委員定数をそれぞれ「8人」から「6人」に条例を改正しようとするものであります。

附則と致しまして、この条例は、次の一般選挙後に到来する常任委員の任期の開始の日から施行しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第17、意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長西川敏郎君。

○総務経済常任委員会委員長(西川敏郎君) 意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第3号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第18、意見書案第3号、令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長西川敏郎君。

○総務経済常任委員会委員長(西川敏郎君) 意見書案第3号、令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第4号 令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第19、意見書案第4号、令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長西川敏郎君。

○総務経済常任委員会委員長(西川敏郎君) 意見書案第4号、令和2年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第20、意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。厚生文教常任委員会委員長油野篤君。

○厚生文教常任委員会委員長(油野篤君) 意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎所管事務調査報告について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第21、所管事務調査報告についてを議題と致します。

総務経済常任委員会及び厚生文教常任委員会から所管事務調査報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

始めに、総務経済常任委員会委員長西川敏郎君。

○総務経済常任委員会委員長(西川敏郎君) 所管事務調査報告について。

本委員会は、平成30年6月18日、松前町議会第2回定例会において承認を得、所管事務調査、「水産行政について」を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、所管事務調査報告書を提出致します。

所管事務調査年月日、調査の概要、視察調査の概要及び懇談会の概要については、記載のとおりでございます。

所見と致しまして、松前町の漁業は、主に水揚数量、水揚金額の多いイカ及びマグロ漁業と着業者の多いウニ、アワビ漁業により構成され、経営が行われています。

しかしながら、漁業協同組合員の高齢化と後継者不足によりその数が年々減少し、平成30年4月1日現在では、341名となっています。このうち約75%が60歳以上で水揚金額についても組合員数の減少とともに、依然として厳しい状況が続いている。

そのような中において、漁業協同組合経営についても大変厳しく、松前さくら漁業協同組合では、約6千万円の累積欠損金を抱え、平成32年度までの財務改善計画を策定し、各年度に発生した利益を欠損金に補てんしている状態です。水産振興事業については、ウニ深淺移殖事業、ナマコ増殖対策事業、アワビ養殖事業、ホッケ蓄養事業及びコンブ養殖事業を実施しており、各事業においては、現在、試行錯誤しながら各地区において実施しており、効果も徐々に表れてきていることから、将来に向けて安定した漁業経営ができてるものと期待しています。しかし、アワビ養殖事業については、人口餌料の変更等により養殖期間を短縮するなど改善を図ってきているが、市場の流通状況も芳しくなく、真の意味での収入の増加に繋がる養殖漁業という視点からみた場合、現実的に厳しい状況にあり、今後そのあり方について検討していく必要がある。また、ホッケ養殖事業についても、冬場の収入確保の面においては有望な事業であるが、事業実施に関し、静穏域が必要なため各地区の漁港内でしか実施できないことから、取り組みできる範囲には限界があり、新規着業者が開始するには、餌の供給確保や着業場所の調整など問題もあります。

松前町では、漁船漁業勢力の維持向上及びつくり育てる漁業による増養殖事業を推進するため、平成30年度までの過去5年間において、町から漁業協同組合に対する漁業支援総合補助金を拡充し、漁船漁業対策事業を行ってきた。厳しい漁業経営の緩和と漁業所得の向上を図るものとして期待されるものでありますが、今後その効果を検証し、新たな施策や更なる振興策に結びつくような取り組みに努められたいと思います。

太平洋小型クロマグロの漁獲枠の実質ゼロは、第5管理期間において大型魚枠との調整で柔軟に対応されるとの情報がありますが、配分枠等、今後の推移を見極める必要があり、更なる改善について国や北海道に対し要望されたい。

近年、国籍不明の漂着、漂流船が多数発生し、特に、平成29年11月28日に松前小島に乗組員10人が乗った北朝鮮船籍の木造船が接岸し、施設や設備等に被害が生じた。その後も漂着、漂流船が相次いで発見され、その解体や撤去等の処理に多額の費用が掛かっている。このことは、全国的な事例となっており、国は処理自治体の財政的負担を軽減するため、平成30年度から海岸漂着物地域対策推進事業補助金の補助対象要件を拡大し、町もこれにより対応している。また、我が国の日本海排他的経済水域では、外国船籍漁船による違法操業が行われているとの報道等もあり、漁業への被害や漁業者への不安が懸念されることから、それらの解消について努めるよう国に要望されたい。

国の水産政策の改革については、全体像として水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上や年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指し、新たな資源管理システムの構築や生産性の向上に資する漁業許可制度及び養殖、沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しなどを盛り込んだ漁業法等の改正が行われたところであるが、現時点において、当町に対する水産業への影響は少ないものと思われる。

今後、漁業が町の基幹産業であり続けること、更に町の成長産業に位置付けするものであれば、中長期的な視点を持ちながらそのあり方や、漁業協同組合を中心とする本来の町にあった漁業経営ができるような形態、環境づくりに努め、その後のグランドデザインや町からの支援内容について、漁業者との漁業協同組合と町の三者が同じ認識を持ち、今後の

方向性を見い出しながら、課題を解決し、ブランド力を高めながら、魅力ある、経営維持が可能な漁業施策の推進について期待するものであります。

以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 次に、厚生文教常任委員会委員長油野篤君。

○厚生文教常任委員会委員長(油野篤君) 所管事務調査報告について、

本委員会は、平成29年6月21日、松前町議会第2回定例会において承認を得た所管事務調査、「健康づくり」を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、所管事務調査報告書を提出致します。

所管事務調査年月日、調査の概要、視察調査の概要及び懇談会の概要については、記載のとおりであります。

所見。

少子高齢化が進行する中で、地域において誰もが健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、明るい長寿社会の確立が期待されており、また、医学、医療の発展により、多くの疾病が早期発見や早期治療をすることにより重症化を予防できることから、各種検診に対する啓発や受診支援による健康寿命の延伸が求められている。

松前町民の健康状態については、町の平均寿命、または、要支援や要介護認定を受けるまでの年齢である健康寿命が、全国や全道に比べて、男性は短く、女性はほぼ同数値となっている。その要因としては、女性の方が男性に比べ健康に対する関心が高く、日頃から食事や運動、生活習慣の改善などに取り組む機会を保持しており、周囲の人間関係や社会参加に対して積極的であることが影響している。

町が平成28年度において、65歳以上の生活状況等について調査したところ、61%の方が健康や認知症予防には重要といわれる週2回以上の外出をしているが、60歳から69歳までの約3人に1人が収入のある仕事をしていることもあり、町内会や老人クラブ等の活動に参加していない方が多数見受けられた。また、特定健診及び一般検診については、未受診者が病院に通院しているため、受診しなくてもよいといった考え方をもち傾向があり、40歳から64歳までの年齢層や新規受診者の受診率が低い状況となっている。

こうした状況を踏まえ、町は生活習慣病予防と介護予防に重点を置き施策を展開している。

生活習慣病予防では、健康増進法に基づく健康診査をはじめ各種がん検診、更には「健康アップ教室」、「高血圧予防教室」、「ブロック学習会」、「からだスッキリ教室」及び「健康相談や栄養相談」といった健康教育事業を実施している。また、法律に基づかない任意事業についても、健康診査の中に「尿酸値検査」の項目を追加したり、「脳ドック検査」、「ピロリ菌検査」及び「健康まつり」の各事業についても、その必要性や町民のニーズも踏まえた中において実施している。特に健康教育事業の取り組みについては、健康に対する知識の普及や生活改善のための行動変容についての学習を目的として、健康づくり推進員や町民を対象に、動脈硬化予防をはじめ認知症予防や骨粗しょう症予防などをテーマにブロック学習を実施しており、その参加者については、比較的町民が参加しやすい施設で開催しているため、年々増加傾向にある。また、健康づくりへの動機付けを促進するとともに、健康寿命の延伸や地域における健康格差の縮小を目的とした「北海道健康マイレージ」に平成29年度から平成30年度まで参加したところであり、令和元年度には、松前町が独自に「健康ポイント」事業を創設し、事業実施をしている。

また、介護予防事業については、介護保険法に基づく介護予防、日常生活支援総合事業の中において、一般介護予防事業を主体に展開しており、介護予防把握事業をはじめ、介

護予防普及啓発事業では、「ガンバルーン体操教室」及び「はつらつ脳の健康教室」を、また、地域介護予防活動支援事業では、介護が必要な状態にならないよう予防するとともに、高齢者の生活の質を高めるため、「介護予防教室」を行っている。今回現地調査を行った札前地区でも、町内会や町立松前病院等との協力の下に様々なプログラムで年2回介護予防教室を実施している。同地区は、人口が町内においても243名と比較的少なく、高齢化率が46%と高い地域ではあるが、介護認定の出現率が8.8%と非常に低い地域である。その要因として、高齢の方でも水産加工での仕事や農作物づくりなどの趣味があり、日々の生活に生きがいをもって活動していることがあげられる。また、平成30年度からは、新たな介護、生活支援サービス事業として、地域住民が主体となる「高齢者等のサロン型サービス」が開始された。

今後、更なる高齢化が予想される中、地域福祉の核となる社会福祉協議会の体制を強化するとともに、住民主体による訪問型サービスの実施が望まれる。活動用車両を含めた基盤の整備を図りながら、そのうえで、マンパワーの確保やボランティア人材の育成等課題は多いが、地域の取り組みを行政が支える仕組みづくりをしていく必要がある。

また、生活習慣病への対策については、日頃の保健活動等から町民の特性として、塩分や糖分を過剰摂取している習慣があると推測される。糖尿病性腎症や高血圧症などの疾病の重症化を予防するため、メタボリックドミノを通じた予防啓発を図るとともに、生活習慣を変える意識の取り組み、更には、学生や若年層からの健康教育の実施について検討されたい。低いとされる特定健診の受診率については、保健施策を展開するうえで大きな指標となることから、レセプトデータを活用して、通院している特定健診未受診者もその数に加えることができるよう、被保険者や通院医療機関の協力の下、検査データが提供できるような方法について検討されたい。

健康づくりは、行政だけが進めていくには限界があることから、地域や関係機関との連携を図り、官民一体となった取り組みができるよう望むものである。町民のクオリティーオブライフの維持向上、健康寿命の延伸を実現するためには、中長期的な視点に立って事業評価、検証を行い、その結果を取り組みに生かすことが大切である。

以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

#### ◎閉会中の所管事務調査の申し出について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第22、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から議会運営及び議長の諮問事項に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第23、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### ◎会期中閉会の議決

---

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は6月4日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よって、令和元年松前町議会第2回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

---

#### ◎退任あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) 閉会にあたり、ここで今期の任期をもって議員の職を辞する方よりご挨拶をいただきたいと思えます。

議席順に、7番油野篤議員。

○7番(油野篤君) 皆様には、大変いろいろとご指導いただきましてありがとうございます。私も5期やって20年、大変皆さんにお世話になりました。今後とも、町のことを考えて、まちづくりのために一生懸命やっていきたいと思えますので、何かあったら、いろいろとご指導お願いします。よろしくをお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 次に、11番西村健一議員。

○11番(西村健一君) 原稿をしたためてまいりましたので、原稿を読まさせていただきます。

退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。平成11年6月の町議会議員選挙の改選時に、志を立て、立直し、何とか当選することができました。爾来、今日まで議員各員とのもやいと役場職員のご協力、ご指導のもと、5期20年務めてまいりました。あつという間でした。振り返ってみますと、この間、今思えば何もできず、漫然と過ごしてきたなあと、そんな感を抱き、町民や支援していただいた支援者に対し、本当に申し訳なく、今はただ悔いを実感しております。

そしてまた、この間にはいろんな思い出がありますが、特に平成15年か6年だと記憶

しておりますが、隣町福島町との合併問題で取り組んだことが特に印象に残っております。結果は不調に終わりましたが、その功罪につきましてはコメントできずしております。

その他、行政視察等で皆さんと一緒に先進地を視察することにも参加し、いろいろと見聞を経験することができ、今は楽しい思い出になったなど心地よく感じております。その都度、ご一緒していただいた議員や職員各位には、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

今後は、一町民として、私の一番宝としている健康をそぐなうことのないよう、十分健康管理に注意をしまして、町に協力していかなければならないなど、このように今自分に言い聞かせております。

来る6月23日、行われる選挙で当選された議員各位には、新しい元号、令和の意味であります美しい心を寄せ合う、そんな気持ちを持ちまして、今後とも松前町の発展のため、そしてまた町民の生活の柱として頑張っていたいただき、しっかりと汗をかいてくださることを切にお願い申し上げます、結びになります。今までご指導いただいた議員各位、そして町長以下職員の皆さんには大変ありがたく、感謝とお礼を申し上げます、まことに粗辞ではありましたが、退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、令和元年松前町議会第2回定例会を閉会致します。

---

#### ◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) 私から、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、今任期をもって勇退される2名の方にご挨拶をいただきました。平成27年実施の選挙から、早いもので4年が経とうとしております。今日の議会が今期最後になるようでございます。この4年間、議長の大任を無事に果たすことができましたのも、一重に議員の皆様方、石山町長はじめ職員の皆様方のご支援、ご協力の賜物であります。心から厚く御礼を申し上げます。

元号が変わりましたが、令和の時代は、大きな転換期になると言われております。例えば、我が町の漁業を取り巻く状況などを見ても、全ての分野で洗い直しのような大胆な見直しが求められているような気がしております。新生松前中学校を作り上げた時のような、オール松前の精神、そして類い希なるエネルギーを持って、果敢に取り組むことが肝要である思っているところでございます。改選後にありましても、議会が一丸となって町の抱える諸課題にしっかりと対応する必要があります。立候補予定の皆様方には、選挙後に再び議場でお会いできますよう、心からご期待を申し上げます。

ご勇退をされます西村副議長、油野厚生文教常任委員会委員長には、今後とも健康に十分ご留意いただきまして、私どもに対しまして、変わらぬご指導、ご助言をよろしくお願い致します。

最後に、松前町、そして松前町議会の益々のご隆盛をご祈念申し上げます、ご挨拶と致します。4年間、まことにありがとうございました。

(閉会 午後 2時50分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 堺 繁 光

署名議員 油 野 篤